

令和 2 年 1 月 17 日
九州地方整備局

同時発表 鹿児島労働局

「建設業に対する労働時間等説明会」の開催について

セミナー「建設業の働き方改革に向けて～～余裕期間 4 年を見据えて、時間外労働の上限規制とその対策～～」を鹿児島労働局と合同開催します。

令和 2 年 4 月から改正労働基準法による労働時間の上限規制が中小企業も全面的に適用となる一方、建設業については、令和 6 年 3 月 31 日まで適用が猶予されており、この適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要です。

改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けて、鹿児島労働局及び鹿児島働き方改革推進支援センターとの合同セミナーを下記のとおり開催します。

記

- 1 開催日時 令和 2 年 1 月 22 日(水) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 開催場所 鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号
鹿児島県建設センター 6 階大ホール
- 3 内 容
 - 鹿児島労働局関係 : 時間外労働の上限規制、同上限規制の猶予対象業種等、同一労働同一賃金等について
 - 九州地方整備局関係 : 建設業における働き方改革の推進について
- 4 その他
 - 報道関係者の登録について
 - 当日の取材を御希望の場合は、令和 2 年 1 月 21 日(火)15 時 00 分までに、鹿児島労働局労働基準部監督課(Tel 099-223-8277)へ御連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。
 - 当日の撮影・録音等に当たっては、担当者の指示に従ってください。
 - 上記会場に対する個別のお問い合わせは、御遠慮ください。

(問合せ先)

九州地方整備局 建政部 建設産業課 092-471-6331(代表)
092-409-4201(直通)

課長 広瀬(内線6141)、課長補佐 熊本(内線6142)、連携推進係長 小倉(内線6160)